

第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議

期 日 令和8年1月29日(木)
時 間 午前9時から午前10時30分まで
場所等 Microsoft Teams 会議

次 第

I 開会

II 挨拶

埼玉県教育局市町村支援部長 吉田 勇

III 説明・協議

- 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議(第2回)委員の意見まとめ
- 2 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画(前期:令和8年度～令和10年度)(案)

IV 諸連絡

V 閉会

第3回 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 会議資料

令和8年1月29日

第3回 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議

本日の説明事項・協議

- 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第2回）委員の意見まとめ【説明】
- 2 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度から令和10年度）（案）【協議】

1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第2回）委員の意見まとめ

- 「休日の地域展開を完了済みの部活動数の割合」を資料として出すのであれば、(この数値を)県としてどう捉えているか記すべき。国(の現状)との比較も出すべき。また、この調査が県の独自の調査なら国の調査とは違うという説明が必要。
- 人材バンク登録者・照会件数が非常に少ない。
- スポーツ協会等で指導者資格を取得する際に必要な(最初の受講でかかる)受講料を、「人材バンクに登録する、または、地域クラブ活動に協力する」というような条件のもと(県で)負担(補助)している、という事例を他県で聞いた。これから人材バンクを増やしていく際には、このような積極的なアプローチが必要。
- 『休日の地域展開を完了済みの部活動数の割合』が現状低い結果となったのは、県内市町村の取組状況に差がある中で、致し方ない。今後の支援の在り方としては、協議会が全く立ち上がっていない市町村に対して支援していく方法もあれば、もう少しで軌道に乗りそうな自治体に手を差し伸べる、といった手法もある。全国のモデルとなるような市町村を参考としながら、慌てずに一つずつインキュベートしていく作戦をとってほしい。
- 実際に活動してみると、学校全体の理解がないと地域展開を進めることは難しいと感じる。機運醸成のためにも、現場の先生に対する説明の機会はあった方がよい。
- 地域クラブ活動の大会参加については、特に県のリーダーシップが重要。既に他県等で、クラブ側と大会主催側の認識の相違により、大会に参加できと思っていた生徒が規制上参加できなかった、という事例も生じている。移行時期においては、市と主催の認識相違も生じやすい。県として、中体連等の運営主体と市町村のコミュニケーションの機会の確保について取り組んでほしい。
- 地域クラブ活動は、一つの自治体の子供達のみ参加するもの以外に、近隣地域の子供達が集まって活動しているものもある。こうしたことから、(一つの自治体だけでなく)「地域」として意見交換できる場や、また、クラブと自治体だけでなく、競技団体も含めた場があると(地域クラブの)大会参加等につながると思う。また、(地域クラブ活動は)成果発表の場がかなり少ない。1回で終わることはなく、定期的な発表の場を設けることで、成果も見えてくる。県もそうした場を設けることについて取り組んでほしい。
- 各市町村の市長及び教育長への働きかけはとても良い着眼点。ぜひ県から市町村長や教育長の(地域展開に関する)リーダーシップ発揮についてお願いしてほしい。
- 地域クラブの中体連への加盟件数は、年々確実に増えてきている。一方で、登録団体の増に伴い、大会等でのトラブル件数も増えている。せっかくクラブを作っても大会の監督はできない、というようなことが生じないように、今度(こうした事態が生じないように)調整を行ってほしい。

1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第2回）委員の意見まとめ

- 人材バンクの拡充は重要だが、今後は人材だけでなく、地域展開を支える企業や地域の団体の力も重要となる。他県では、応援団体・応援企業のような制度も設計している（財政支援、人材支援、物品貸し出し…等を団体・企業が行う制度）。人材バンクの再検討に合わせ、地域展開を支える団体・企業を巻き込むことも検討してほしい。
- 指標について。既に指標を達成している市町村がある。容易に達成できてしまう指標ではいけない。改革実行期間6年間の前期3年間であることから、市町村の学校部活動の総数の半数を地域クラブ活動にするという指標にすべき。この指標にすることで、全市町村、全中学校が着手することとなる。具体的には、各中学校が1部以上地域クラブ活動を行うような指標。こうした設定により、学校によっては2、3、4と着手する部数が増えていく。県としては（そうした取組を行う市町村や学校に）寄り添い、きめ細やかな支援をしていただきたい。
- 市町村により事情が全く違うため、市町村の学校部活動の総数の半数を地域クラブ活動にするという指標は厳しい。
- 本指標案を下限値とし、「これより上を目指していく」といったような指標にすると良いのでは。
- （関係者の理解促進について）直接現場の教職員や校長への理解促進も必要と考える。
- 関係者間のネットワークの構築について。ネットワーク会議は、教育事務所ごとに開催した方が良いのではないか。近隣の身近な市町村の実践を定期的に情報交換することによって、その後もお互い連絡を取り合って連携することができるのではないか。
- 持続可能な運営に向けた費用負担の適正化と支援について。（公的支援について、）計画案に国、県、市町村が必要な経費を負う、などの記載が必要ではないか。
- 人材バンクについて、更にメディア等に働きかけ、広報を行う必要を感じる。また、場所の提供については、公立文化施設協議会に協力依頼を出すなど効果的。協力体制がより密になると思う。
- 地域クラブ活動認定制度については、県として統一的な見解を（市町村等に対し）示したほうがよい。
- マルチスポーツのような新しいものも出てきている。新しい価値というところでは、これまでにない種目であったりとか、あるいは現行中学校でこの十年間ぐらいになくなってしまった種目や文化的活動をどのように地域で復活させられるのかということもテーマになる。また、若者の中で流行ってきているもの、ニーズが高まってきているものについても、（新しい価値となる）可能性が高いのではないか。
一方で、人口減少が激しい地域においては、チームスポーツを含めクラブ化していかないと参加が難しいところもある。急に（新しい価値の導入により）現行の形を変えると（これまでの活動が）継続できない、という問題も生じる可能性もあり、バランスを鑑みて進めることが必要。

2 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）

第1 次期計画の構成

計画名：第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）

I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

II 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

- 1 地域展開をめぐる県の現状
- 2 国の動向
- 3 地域展開の進捗状況と課題
- 4 第1期計画における県の取組状況

III 計画の基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 取組の方向性
- 4 計画の指標

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

- 1 関係者間のネットワーク構築
- 2 県民・関係者等の理解促進
- 3 指導者の質の保障と量の確保
- 4 市町村の取組の支援
- 5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援

V 推進体制

第2 次期計画の概要

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、地域クラブ活動の推進に関して、これまでの進捗状況等の評価と国のガイドラインを踏まえ策定するもの。

2 計画の位置付け

- ・ 第1期計画に掲げた県の取組を継承するとともに、国ガイドラインにおいて、都道府県の役割は「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す」とされたことを踏まえて策定するもの。
- ・ 県内（さいたま市を除く）の公立中学校等における部活動の地域クラブ活動への展開を推進するため、県の取組の基本方針や具体的な取組等を示す。
- ・ 国ガイドラインでは、市町村を改革の責任主体として位置付けた。県は、国ガイドラインを踏まえ本計画を策定し、市町村ごとの実情に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、単独の市町村では解決が困難な課題に対して広域的な調整機能を果たす。

3 計画期間

- ・ 国ガイドラインで「改革実行期間」と位置付けた前期3年間（令和8年度～令和10年度）及び後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間のうち、本計画の期間は前期計画期間の3年間とする。
- ・ 本計画の終期における中間評価を踏まえ、「改革実行期間」の後期において更なる改革を推進する。

II 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

- ・ 休日の地域展開を実施する市町村数は29まで増加。
- ・ 休日における学校部活動についてはいまだ多くの学校で実施されており、学校部活動から地域への完全な展開に向けては様々な課題がある。

Ⅲ 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

- (1) 地域全体で関係者が連携して活動を支える
- (2) 教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する
- (3) 活動を希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す

2 基本方針

- ・ 第1期計画での成果や、国ガイドラインの取組方針(*)を踏まえ、地域クラブ活動を推進する。

*主な内容…「改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」
「現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する」

- ・ 地域等の実情は多様であることに十分留意し、各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう、県としてきめ細かな支援を行う。
- ・ 既に地域展開に着手している市町村においては、「全ての学校部活動の地域展開」の前倒しを目指す。
- ・ 平日における地域展開については、国の検証結果を注視するとともに、地域の実情等に応じた取組を推進する。

3 取組の方向性

- (1) 県の役割（①広域自治体としてリーダーシップを発揮、②広域的な基盤づくり、③市町村に対するきめ細かな支援）
- (2) 目指す地域クラブ活動の姿（地域の実情等に応じた形態、市町村における地域クラブ活動の認定制度等の導入支援）
- (3) 障害のある生徒の活動機会の確保（障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定した各取組の推進）
- (4) 生徒等のニーズの反映（主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等）

4 計画の指標

1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く）

現状値：29（令和7年度末）

目標値：62（令和10年度末）

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

県の取組	主な内容
<p>1 関係者間の連携体制の構築</p> <p>(1) 関係者間のネットワーク構築</p> <p>(2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携</p> <p>(3) 大会・コンクール等主催団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ活動推進に向けた関係者ネットワーク会議の設置 ・ 各スポーツ・文化芸術団体や、障害者スポーツ団体・大学等に対する指導者確保及び関係者の理解促進等の協力依頼 ・ 大会・コンクール等主催団体に対して地域クラブ活動の受入を依頼
<p>2 県民・関係者等の理解促進</p> <p>(1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等</p> <p>(2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等</p> <p>(3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や関係者等を対象とする地域ミーティングやシンポジウムの開催 ・ ポスターやリーフレットの作成・配布による関係者の理解促進 ・ 定期的な県と市町村との会議など様々な機会を捉えた、地域展開の担当組織以外の行政関係者等への働きかけ
<p>3 指導者の質の保障と量の確保</p> <p>(1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応</p> <p>(2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用</p> <p>(3) 教員等の兼職兼業制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い指導者向け研修等の機会・情報の提供 ・ 各市町村における認定地域クラブ活動指導者登録制度の導入支援・運営支援 ・ 指導者人材バンクの登録対象者の追加等 ・ 兼職兼業に係る基準や手続き等に関する市町村や県立学校等への周知

県の取組	主な内容
<p>4 市町村の取組の支援</p> <p>(1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援</p> <p>(2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供</p> <p>(3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と関係団体の連携をコーディネートする人材の派遣など市町村の課題解決に向けた伴走支援 ・複数市町村による広域連携の取組に関する調整 ・市町村における協議会の設置・推進計画の策定や地域クラブ活動の認定制度の導入等に向けた好事例の周知等の支援 ・県民や関係者等を対象とする地域ミーティングや関係者ネットワーク会議等の場を活用した好事例等の発信
<p>5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援</p> <p>(1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知</p> <p>(2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知</p> <p>(3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用事例に関する市町村への周知 ・地域クラブ活動に係る保護者負担の軽減につながる手法の市町村への周知 ・国の補助事業の活用に向けた市町村への助言・情報提供等

V 推進体制

1 進行管理体制の整備（PDCAサイクルの推進）

- ・ 県知事部局及び教育局の関係課で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会」において、各取組の進捗状況や指標の達成状況について定期的に検証・評価を行う。

2 関係団体等との連携・協働

- ・ 教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等の幅広い分野の関係者や学識経験者等で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進協議会」を開催し、地域展開の現状や課題について情報共有等を図る。
- ・ 本協議会を通じて得られた現場の意見や先進的な事例を各市町村へフィードバックすることで、地域の実情に応じた主体的・自律的な取組を促進する。

3 国及び市町村との連携

- ・ 国に対しては、実証事業の成果等を発信するとともに、持続可能な制度設計及び財政支援の拡充を働きかける。
- ・ 市町村に対しては、県が収集した情報やノウハウを適時適切に提供するなど、緊密な連携を図る。